

長崎県地域材活用推進協議会 委員各位

平成26年6月23日

長崎県地域材活用推進協議会

会長 成清 大志郎



住宅施工業者の認定申請 追加募集の開始について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より木材利用ポイント制度に係る当協議会の運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、木材利用ポイント制度につきましては、本年9月30日までポイント付与対象となる工事着手期間が延長されましたが、併せて、林野庁より、住宅施工業者の認定申請について、6月23日～7月18日の期間において、追加募集(第5次)の実施も発表されております。

つきましては、当協議会主催で、6月27日(金曜日)に長崎県林業会館にて、住宅施工業者向けの認定申請に係る説明会を開催いたします。

尚、別紙に施工業者向けの案内状兼申込書を同封しておりますので、貴団体でまだ認定を受けておられない住宅施工業者等の会員様へ周知のご協力をお願い致します。追加募集及び説明会開催についての周知については、長崎新聞に新聞広告を6月21日土曜日に掲載させていただいておりますので、広告原稿のコピーを同封させていただきます。

謹言

<住宅施工業者向け 木材利用ポイント事業説明会>

場所：長崎県林業会館・会議室(諫早市貝津町1122-6)

日時：6月27日金曜日 14:00 ～ 15:30

<内容>

1. 木材利用ポイント事業の概要
2. 住宅施工業者等の認定申請の方法について
3. その他

担当:長崎県地域材活用推進協議会 事務局

小川(長崎県森林組合連合会)

木材利用ポイント事業説明会 追加開催のご案内

昨年4月よりスタートした木材利用ポイント制度がH26年9月30日まで延長されております。木材利用ポイント制度とは、地域材を木造住宅、住宅の内装、外装、木材製品などに活用した場合に木材利用ポイントが発行され、そのポイントを地域の農林水産品等と交換できる制度です。

木材利用ポイントの付与対象となる工事を行う事業者は、あらかじめ長崎県地域材活用推進協議会(県協議会)に認定申請し、登録工事業者として登録されておく必要があります。このため、事業者等の登録を行っていない場合、ポイントの申請ができなくなります。

よって、6月23日から7月18日までの期間において、追加募集を行います！

木材利用ポイントの付与対象となる工事を行う事業者等として登録を希望される住宅施工業者等を対象に下記のとおり、説明会を開催致します。参加希望者は、下記申し込み用紙に、必要事項をご記入の上、FAXでご返信下さい。

※申し込み締め切りは、6月28日16:00まで

■追加募集 受付期間■ 平成26年6月23日〔月〕～7月18日〔金〕必着

■住宅施工業者向け 申請方法等説明会(追加開催)■

開催日時 : 平成26年6月27日〔金〕14時～15時半

会場 : 長崎県林業会館・会議室(長崎県諫早市貝津町1122-6)

参加方法 : 事前申込み制(下記申し込み欄に必要事項ご記入の上FAX願います)

FAX 0957-25-0193 長崎県地域材活用推進協議会 事務局 小川行き

事業体名		所属・役職	
参加者氏名		TEL FAX	()-()-() ()-()-()

問い合わせ先 : TEL 0957-27-1755 / FAX 0957-25-0193

長崎県地域材活用推進協議会 事務局 小川

〒854-0063 長崎県諫早市貝津町1122番地6(長崎県森林組合連合会内)